

平成26年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

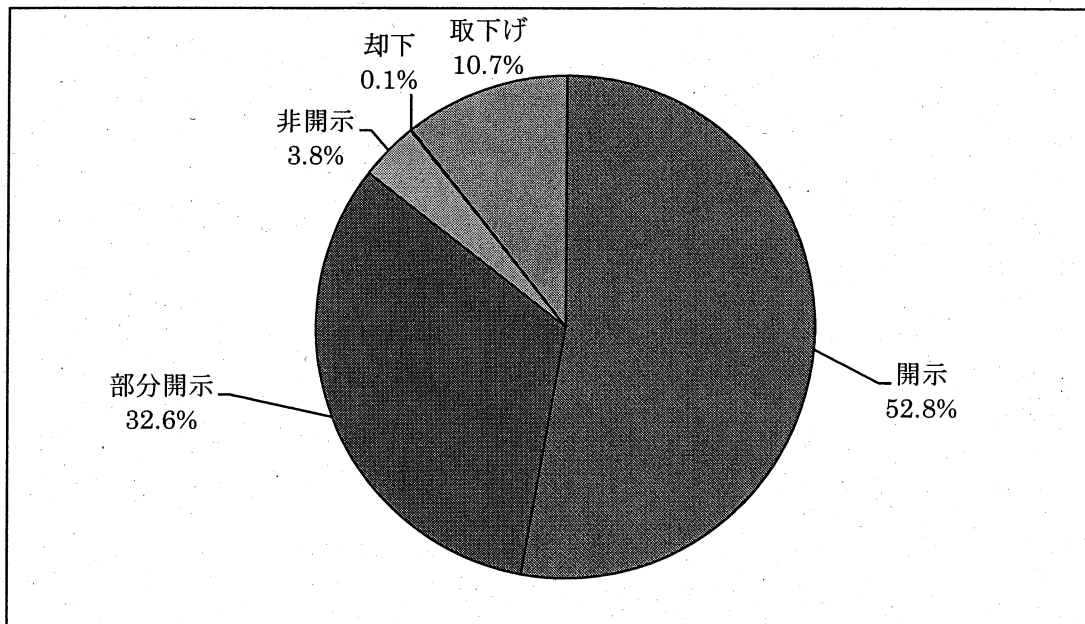
1 公文書の開示請求と決定の状況

平成26年度における公文書の開示請求の件数は1,715件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数184件を除いた1,531件です(表1)。

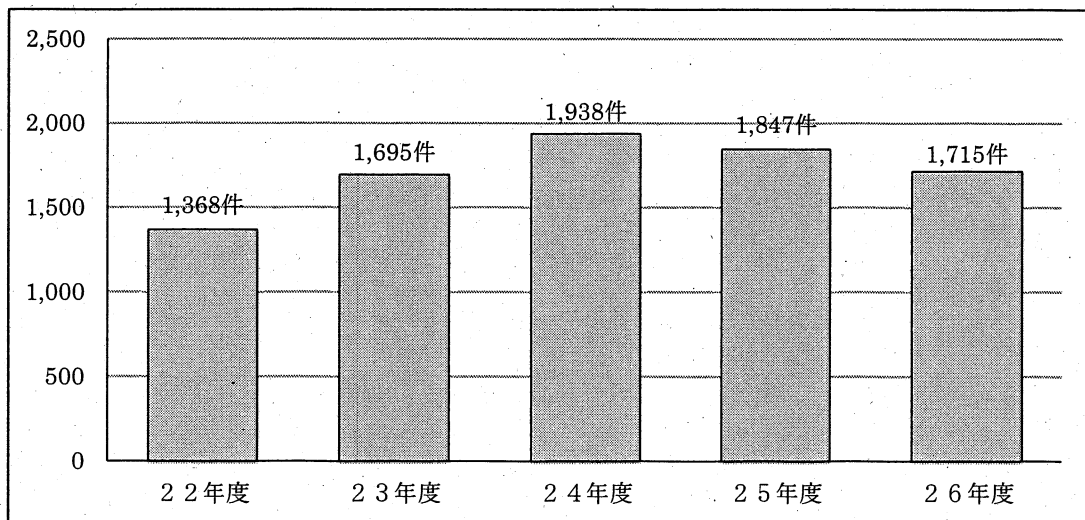
表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決定の状況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
1,715	906	560	65	47	1	183

(参考1) 開示決定等の状況



(参考2) 平成22年度から平成26年度までの開示請求件数の推移



2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1,523件、警察本部長64件、教育委員会51件、選挙管理委員会27件等となっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求件数	決定の状況					取下げ
		開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
知事	総務部・秘書室	136	21	74	6	4	35
	企画・地域振興部	15	10	3	1	1	1
	新社会推進部	31	10	18			3
	保健医療介護部	327	222	64	2	2	39
	福祉労働部	79	34	25	3	3	17
	環境部	128	28	82	8	8	10
	商工部	54	31	14			9
	農林水産部	159	103	46	3	2	6
	県土整備部	453	325	97	15	10	16
	建築都市部	141	42	72	13	8	14
	会計管理局						
	小計	1,523	826	495	51	38	150
議会	12	2	9			1	
公営企業の管理者	4	1	1			2	
教育委員会	51	21	17	3	3	10	
選挙管理委員会	27	12	13			2	
人事委員会	4	1	1	1		1	
監査委員	2					2	
公安委員会	3			1	1	2	
警察本部長	64	38	15	7	5	4	
労働委員会	1					1	
収用委員会	1					1	
海区漁業調整委員会	1					1	
内水面漁場管理委員会	1					1	
地方独立行政法人	3		2			1	
地方三公社	18	5	7	2		4	
合計	1,715	906	560	65	47	183	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(52.8%)	(32.6%)	(3.8%)	(2.7%)	(10.7%)	

3 非開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成26年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号		件数		
		部分開示	非開示	計
第1号	個人情報	1		1
第2号	事業情報			
第3号	行政内部情報			
第4号	国等関係情報			
第5号	行政運営情報			
第6号	捜査情報			
第7号	法令秘情報			
第8号	議員個人・会派情報			
計		1		1

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号		件数		
		部分開示	非開示	計
第1号	個人情報	299	6	305
第2号	事業情報	371	3	374
第3号	審議・検討等情報	3		3
第4号	行政運営情報	70	3	73
第5号	任意提供情報	1		1
第6号	捜査等情報	3		3
第7号	法令秘情報	3		3
第8号	議員個人・会派情報			
計		750	12	762

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請 求 内 容	件 数	実 施 機 関
工事設計書	242	知事（県土整備部等）
医療法人の決算書	239	知事（保健医療介護部）
工事成績評定通知書	236	知事（県土整備部等）
道路の区域変更、供用開始等に係る図面等	114	知事（県土整備部等）
公益法人の決算書	110	知事（総務部等）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	件 数
県の区域内に住所を有する個人	497
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	1,003
県の区域外に住所を有する個人	77
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	138
合 計	1,715

6 不服申立ての状況

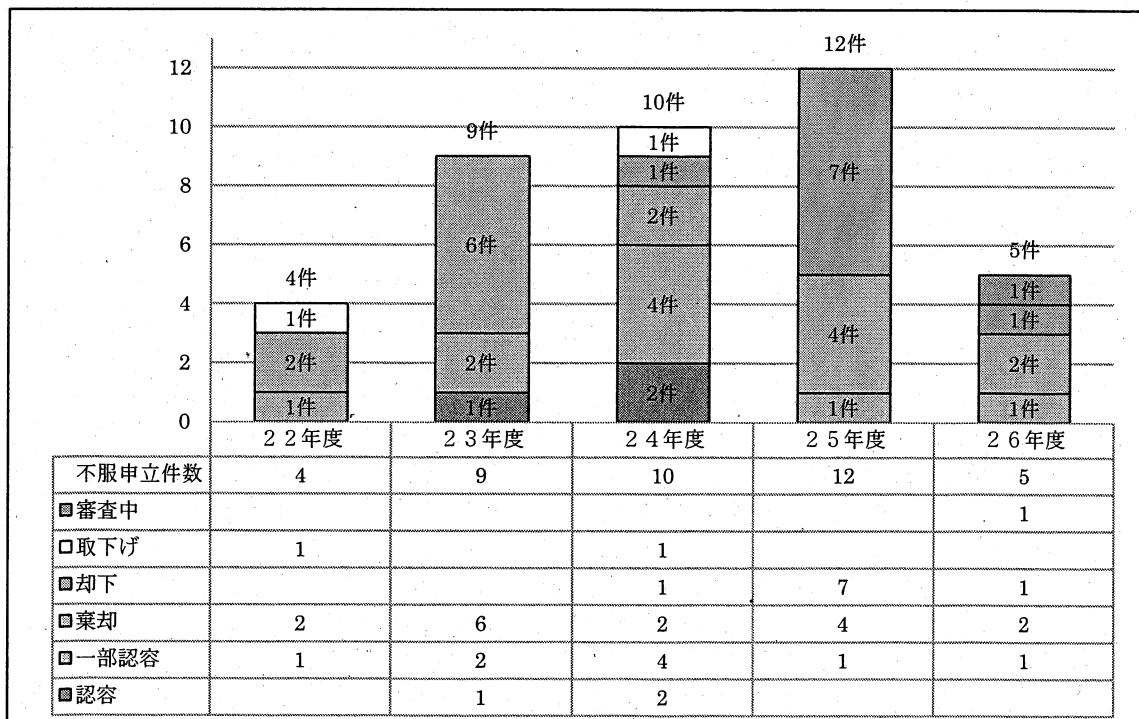
公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成26年度は、不服申立てが5件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立 年月日	情報公開審査会		実施機関の 裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
公共土木施設災害復旧事業に係る事業廃止報告書の部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 4. 18	26. 5. 20	26. 10. 28	26. 11. 25	棄却
福岡県職員採用試験の専門試験における行政法の試験問題の非開示決定処分に対する異議申立て	人事委員会	26. 7. 7	26. 8. 20	26. 11. 25	26. 12. 24	棄却
特定県営住宅の管理人任命に関する文書等の非開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 1. 16 21 29	27. 3. 19	27. 5. 25	27. 6. 24	一部認容
福岡県公安委員会認定自動車運転代行業者データベースの部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	27. 3. 27	27. 5. 1	審査中	—	—
補償金等配分完了報告書等の非開示決定処分等に係る異議申立て	知事	27. 3. 27	—	—	27. 7. 13	却下

（参考） 平成22年度から平成26年度までの不服申立件数の推移



7 苦情申出の状況

平成26年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況

情報公開条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表7）。

なお、平成26年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
4	1					3

9 指定管理者の情報公開の状況

情報公開条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表8）。

なお、平成26年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
3	1	1				1